

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|--|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p> | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、株式会社インフォファームが開発した食品衛生業務を支援するシステムを本県の仕様にカスタマイズして導入した食品衛生営業許可台帳管理システムを保守・運用するものである。</p> <p>令和8年度は、サーバOS及びSQLのサポート期間が満了を迎えるため、更新及び更新に伴うシステム改修業務が必要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムを構成するプログラムの一部を岐阜県用にカスタマイズしている。 ・ 本システムを構成するプログラムのうち、岐阜県用にカスタマイズした部分以外の著作権は株式会社インフォファームが所有しているため、基本プログラムの不都合によるシステム運用業務について、他社が行うことはできない。 <p>以上のことから、委託先は株式会社インフォファームしかない。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。